

【保安林の土地の形質の変更行為の許可基準】

区 分	行 為 の 目 的 ・ 態 様 ・ 規 模 等
1 森林の施業・管理に必要な施設	<p>(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。</p> <p>(2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。</p>
2 森林の保健機能増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。            建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。            建築物その他の工作物は、原則として木造であること。            建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	<p>(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。</p> <p>(2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合</p>
4 その他	<p>(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。            施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。（例えば、水路、へい、柵等）            変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）            ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。</p> <p>(2) その他            一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。            変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。            変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。            区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。            土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。            切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。</p>